

消費税悪質還付と無申告摘発に重点！－2017年度査察事績

●10億円以上の大口案件ゼロ

2017年度に全国の国税局が実施した強制調査（いわゆるマル査）は174件で、1971年以後最少でした。

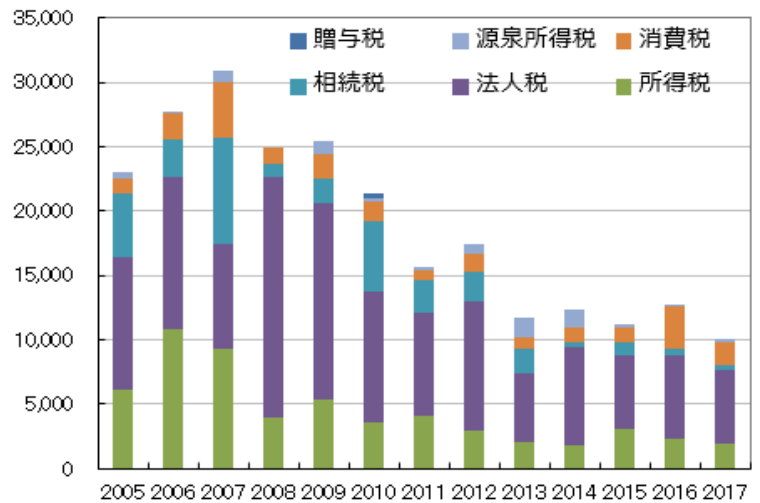
前年以前に調査に着手した案件処理についても163件と、前年の193件より大きく減少しています。

告発分の脱税額合計は100億円（前年127億円）で、内訳は法人税56億円、消費税17億円、所得税19億円等。こちらも前年より大きく減少しました。

今回脱税規模が10億円以上の大口案件はなく、最も大きいものが消費税の不正還付事案の3億300万円でした。

百万円

税目別の脱税額（告発分）

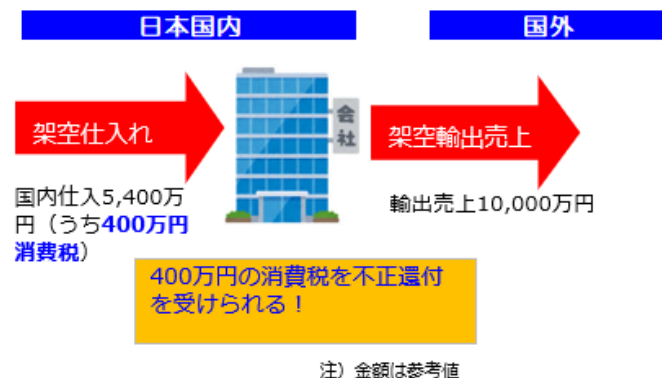


●許すな！消費税の不正還付

消費税の不正還付は、国庫金の詐取といえる悪質な犯罪！ということで、査察は12件（前年11件）と重点的に実施されました。

化粧品輸出業者A社は、取引事実が無いにもかかわらず、国内業者からの架空仕入（課税仕入）と国外業者への輸出売上（免税売上）を計上して、不正に多額の消費税の還付を受けていました。

消費税の不正還付の手口



2017年査察の重点取組事案

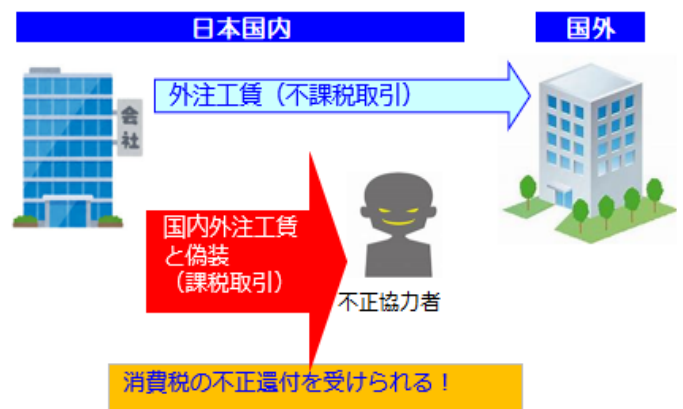
区分	2013	2014	2015	2016	2017
消費税受還付事案	8	5	6	11	12
無申告ほ脱事案	14	11	13	17	21
国際事案	16	21	28	21	15
太陽光発電関連事案	-	-	2	10	7
震災復興関連事案	2	9	3	12	2

●外国税務当局からの情報も活用

国際課税取引については、外国税務当局との情報交換制度で入手できる情報を利用して行われます。

工業製品のデザイン等を行うC社は、国外の外注先に対する外注工賃（不課税取引）を、国内の不正加担先に対する外注工賃（課税取引）に偽装して、不正に多額の消費税を免れるとともに、消費税の還付までを受けていました。

国際事案 不正の手口



●無申告事案も重点チェック！

税逃れは、いわゆる「脱税」「故意の無申告」そして「単純無申告」の大きく3種類に分かれます。

ちなみに「無申告」は、2011年の法改正で「故意の無申告」と「単純な無申告」に明確に区別されています。

無申告事案は昨年の17件より増加し、21件実施し、うち8件が、「単純無申告」案件でした。

所得隠しなどの不正行為はなく、悪質性は低いとされますが、経営しながら税金の申告が不要と思いつている状況には、疑問が残ります。